

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ  
移行する計画の認定を受けるための申請について（再周知のお願い）

令和 2 年 3 月 23 日付け事務連絡において、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 に規定する、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定については、令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り認められており、同日をもって一旦、期限を迎えることとなるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和 2 年 7 月 31 日（金）までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があることをお知らせしたところです。

つきましては、申請書の提出期限が迫っておりますので、貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、再度周知していただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省医政局医療経営支援課  
担当：縄稚（ナヅ）、伊藤、石原  
電話：03-3595-2261(直通)